



国民健康保険の税率と

～高齢化で医療費が増大しています。

1 国民健康保険税の税率などの改定

国民健康保険税は、以下の3要素を合算したものです。一人一人の前年所得に応じて計算し、世帯単位で合算し、世帯主に賦課されます(合算時に賦課限度額が適用されます)。また、税申告に基づく所得や世帯構成によって、均等割額の軽減制度があります。

1 医療分

	改定前	→	改定後
所得割率	6.6%		8.0%
均等割額	18,000円		20,000円
賦課限度額	52万円		54万円

※加入者の医療費に充てられます

2 後期高齢者支援金等分

	改定前	→	改定後
所得割率	1.35%		1.6%
均等割額	9,000円		9,500円
賦課限度額	17万円		19万円

※75歳以上の高齢者の医療制度に使われます

3 介護分

	改定前	→	改定後
所得割率	1.2%		1.42%
均等割額	11,500円		12,500円
賦課限度額	16万円		16万円

※40～64歳の人のみ。介護保険制度に使われます

合計(1～3)

	改定前	→	改定後
所得割率	9.15%		11.02%
均等割額	38,500円		42,000円
賦課限度額	85万円		89万円

2 モデルケースでの試算(年税額)

○3人世帯(40～64歳の人:2人、65歳以上または39歳以下の人:1人)

合計所得	75万円	200万円	500万円
改定前	90,300円	256,700円	531,200円
改定後	102,900円	297,500円	628,100円

※軽減適用

○2人世帯(40～64歳の人:2人)

合計所得	75万円	200万円	500万円
改定前	76,800円	229,700円	504,200円
改定後	88,200円	268,000円	598,600円

※軽減適用

○1人世帯(40～64歳の人:1人)

合計所得	75万円	200万円	500万円
改定前	69,100円	191,200円	465,700円
改定後	79,800円	226,000円	556,600円

※軽減適用

世帯構成や世帯所得によりますが、モデルケースでの影響額(年税額の想定試算)は次のとおりです。12カ月で割るとおおむね1カ月分の保険税額、納期の回数(通常8回。資格取得月によっては回数が減ります)で割るとおおむね1期当たりの納税額となります。なお、低所得者軽減については税申告(世帯主と国保加入者全員)の情報が必要ですのでご注意ください。

仕組みがかわります

負担増にご理解ください～

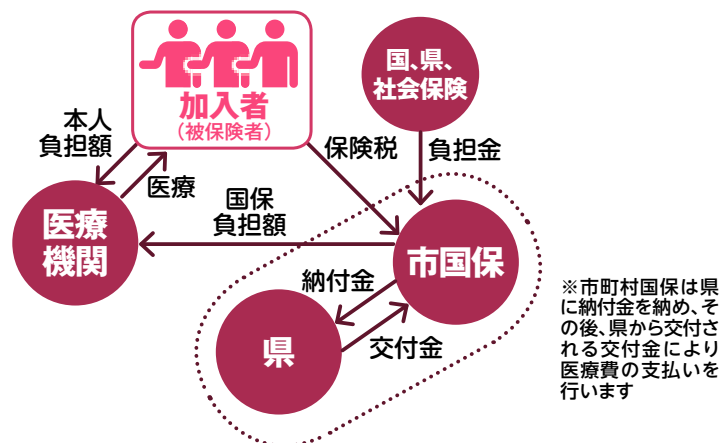
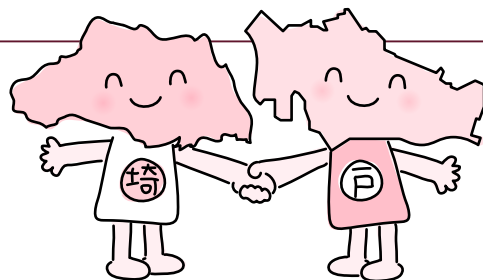
国民健康保険は、加入者の皆さんから所得に応じて国民健康保険税をご負担いただき、そのお金を基に、加入者の皆さんの医療費の支払いを行う、相互扶助の制度です。国民健康保険の財政運営が平成30年4月から、市町村と都道府県との共同運営となり、国保の税率と仕組みが変わります。

問い合わせ 保険年金課(内線266)

3

国民健康保険の仕組みと財政運営の広域化

国民健康保険には、勤め先の社会保険や組合国保に加入している人、75歳以上の人、公費扶助を受けている人以外が加入します。本市では、現在約2.9万人(市民の約2割)が加入しています。



今まで市町村単位で運営していた国保は、平成30年度から都道府県単位の運営に規模を拡大します。広域化後も、保険証は今までどおりの使用方法となり、現在使用中の保険証は平成30年4月以降も引き続き使用できます。また、県内での転居の場合は高額療養費の多数回該当が引き継がれることなどが変更点となります。

4

進む高齢化と増える医療費

国保の加入者構成は、勤労世代が少なく(他の保険に入る人が多いため)、高齢者が多くなります。その結果、医療費の支出と保険税などの収入とがかい離して、財政は赤字となってしまっています。進む高齢化、増える医療費により、特に本市国保は、県内でも突出した赤字額となっており、一般会計から法定外の補填を行っています。

戸田市国民健康保険	H23年度	H28年度	増減
加入者数(年度平均)	34,658人	31,304人	▲9.7%
加入者のうち65歳以上の割合	22.4%	27.0%	+4.6ポイント
1人当たり医療費	249,227円	282,873円	+13.5%
1人当たり保険税調定額(現年度分)	90,187円	90,322円	+0.1%
1人当たり赤字額(法定外繰入額)	29,348円	64,194円*	+118.7%

※県内1位(次点41,227円、県平均18,089円)

5

安定した医療制度のために財政の改善を

高齢化で医療費が伸びる一方、国保税は平成23年度に賦課方式を改定して以来、所得割率と均等割額を据え置いてきました。また、広域化で資金の流れが変更になることにより、保険税は県への納付金(平成30年度は約40億円)の原資となりますが、現状の水準での現年度収納額(平成29年度決算見込額は約23億円)では、大きく不足してしまいます。

こうしたことから、国保財政を安定的に運営し、加入者の皆さんの医療体制を保つため、保険税の増額改定を行います。負担増になることにご理解いただき、また、生活習慣を見直したり、病気は早期に治療したりして、大きな病気やケガの予防への心がけをお願いします。

家計を助ける健康生活

●塩分を減らしましょう(塩分の取りすぎは高血圧の要因になります)



●タバコは健康を害します(高血圧やがんの要因になります)



●過度な飲酒は健康を害します(お酒だけでなく味の濃いおつまみも内臓の負担になります)

